

参考資料

浦安市特定創業支援等事業費補助金交付要綱（平成30年告示第52号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前																		
<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において「特定創業支援等事業」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）<u>第2条第31項</u>に規定する特定創業支援等事業をいう。</p> <p>（補助の対象事業）</p> <p>第4条 補助対象事業は、市内で法第2条第28項に規定する創業を行おうとするもの又は法第2条第29項に規定する創業者に対して行う法第127条第1項に規定する創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業とする。</p> <p>別表（第5条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創業に関する講習会の実施</td> <td>(1)～(5) 省略</td> <td>全額。ただし、1回につき <u>870,000 円</u> を限度とする。</td> </tr> <tr> <td>創業支援施設の運営</td> <td>(1)～(5) 省略</td> <td>全額。ただし、一の年度につき <u>2,399,000 円</u> を限度とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助対象経費	補助金の額	創業に関する講習会の実施	(1)～(5) 省略	全額。ただし、1回につき <u>870,000 円</u> を限度とする。	創業支援施設の運営	(1)～(5) 省略	全額。ただし、一の年度につき <u>2,399,000 円</u> を限度とする。	<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において「特定創業支援等事業」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）<u>第2条第26項</u>に規定する特定創業支援等事業をいう。</p> <p>（補助の対象事業）</p> <p>第4条 補助対象事業は、市内で法第2条第23項に規定する創業を行おうとするもの又は法第2条第24項に規定する創業者に対して行う法第127条第1項に規定する創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業とする。</p> <p>別表（第5条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創業に関する講習会の実施</td> <td>(1)～(5) 同左</td> <td>全額。ただし、1回につき <u>800,000 円</u> を限度とする。</td> </tr> <tr> <td>創業支援施設の運営</td> <td>(1)～(5) 同左</td> <td>全額。ただし、一の年度につき <u>3,000,000 円</u> を限度とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助対象経費	補助金の額	創業に関する講習会の実施	(1)～(5) 同左	全額。ただし、1回につき <u>800,000 円</u> を限度とする。	創業支援施設の運営	(1)～(5) 同左	全額。ただし、一の年度につき <u>3,000,000 円</u> を限度とする。
区分	補助対象経費	補助金の額																	
創業に関する講習会の実施	(1)～(5) 省略	全額。ただし、1回につき <u>870,000 円</u> を限度とする。																	
創業支援施設の運営	(1)～(5) 省略	全額。ただし、一の年度につき <u>2,399,000 円</u> を限度とする。																	
区分	補助対象経費	補助金の額																	
創業に関する講習会の実施	(1)～(5) 同左	全額。ただし、1回につき <u>800,000 円</u> を限度とする。																	
創業支援施設の運営	(1)～(5) 同左	全額。ただし、一の年度につき <u>3,000,000 円</u> を限度とする。																	

改 正 後

改 正 前

別記第1号様式（第6条）

別記第1号様式（第6条）

別 記

第1号様式（第6条）

浦安市特定創業支援等事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

年度浦安市特定創業支援等事業費補助金の交付を受けたいので、
浦安市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

別 記

第1号様式（第6条）

浦安市特定創業支援等事業費補助金交付申請書

年 月 日

浦安市長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

年度浦安市特定創業支援等事業費補助金の交付を受けたいので、
浦安市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

改 正 後

改 正 前

第3号様式（第8条）

第3号様式（第8条）

第3号様式（第8条）

第3号様式（第8条）

浦安市特定創業支援等事業費補助金実績報告書

浦安市特定創業支援等事業費補助金実績報告書

年 月 日

年 月 日

（宛先）浦安市長

浦安市長 _____ 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった
年度浦安市特定創業支援等事業費補助金に係る実績について、浦安市補
助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった
年度浦安市特定創業支援等事業費補助金に係る実績について、浦安市補
助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業経費総額 円
- 2 交付決定額 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書

- 1 事業経費総額 円
- 2 交付決定額 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書

改 正 後

改 正 前

第5号様式（第10条）

第5号様式（第10条）

第5号様式（第10条）

第5号様式（第10条）

浦安市特定創業支援等事業費補助金交付請求書

浦安市特定創業支援等事業費補助金交付請求書

年 月 日

年 月 日

（宛先）浦安市長

浦安市長 _____ 様

所 在 地

所 在 地

名 称

名 称

代表者氏名 ㊦

代表者氏名 ㊦

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった
年度浦安市特定創業支援等事業費補助金を、浦安市補助金等交付規則第
15条の規定により、次のとおり請求します。

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった
年度浦安市特定創業支援等事業費補助金を、浦安市補助金等交付規則第
15条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付確定額 円

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円

2 交付請求額 円

改 正 後

改 正 前

第6号様式（第11条第1項）

第6号様式（第11条第1項）

第6号様式（第11条第1項）

第6号様式（第11条第1項）

浦安市特定創業支援等事業費補助金概算払交付請求書

浦安市特定創業支援等事業費補助金概算払交付請求書

年 月 日

年 月 日

（宛先）浦安市長

浦安市長 _____ 様

所 在 地

所 在 地

名 称

名 称

代表者氏名 ㊞

代表者氏名 ㊞

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった
年度浦安市特定創業支援等事業費補助金を、浦安市補助金等交付規則第
16条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった
年度浦安市特定創業支援等事業費補助金を、浦安市補助金等交付規則第
16条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。

1 交付決定額 円

1 交付決定額 円

2 概算払請求額 円

2 概算払請求額 円

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

第7号様式（第11条第2項）

第7号様式（第11条第2項）

第7号様式（第11条第2項）

浦安市特定創業支援等事業費補助金概算払精算書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった
年度浦安市特定創業支援等事業費補助金について、浦安市特定創業支援
等事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり精算します。

1 概算払交付額	円
2 交付確定額	円
3 精算額	円

第7号様式（第11条第2項）

浦安市特定創業支援等事業費補助金概算払精算書

年 月 日

浦安市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった
年度浦安市特定創業支援等事業費補助金について、浦安市特定創業支援
等事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり精算します。

1 概算払交付額	円
2 交付確定額	円
3 精算額	円

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに別記第1号様式、第3号様式及び第5号様式から第7号様式までの改正規定は、公示の日から施行する。